

コーポレートガバナンス・コードが改訂

現預金等の金融資産が成長投資に有効活用できるか不断に検証

金融庁及び東京証券取引所は7月21日、コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）を公表した。上場会社は、遅くとも2027年7月までに改訂コードに関する事項を記載したコーポレートガバナンス報告書を提出することが求められる。新設された解釈指針では、経営資源の適切な配分が必ずしも実現されていないとの指摘を踏まえ、現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源を成長投資等に有効活用できているか不断に検証を行うべきと明記された。ただし、金融庁によれば、会社が保有の必要性・合理性を説明できる限りにおいては、適正な水準の現預金等を保有することも経営資源の配分の一環として考えられるとの見解を示している。上場企業にとっては一考に値するものといえそうだ。

改訂コードから削除も重要性は失われず

今回のコードの改訂は、企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた本質的な取組に注力できるよう後押しする観点から、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象となる原則の内容を概念的かつ抽象的なものに限定。各原則への対応を支援するための具体的な内容や趣旨を記載した「解釈指針」を新設し、プリンシプル化・スリム化を行っている。ただし、今回の改訂でコンプライ・オア・エクスプレインの対象から外れ解

釈指針に移管された記載や、「経営陣に対する委任の範囲に関する開示」など、コードから削除された記載（表1参照）であってもその重要性が失われたわけではないので留意したい。

適正水準の現預金も経営資源の配分の一環

今回の改訂では、中長期的な企業価値の向上や持続的な成長の実現に向けた投資等、経営資源の適切な配分が必ずしも実現されていないとの指摘を踏まえ、取締役会の役割・責

【表1】改訂コードから外れたコード

- ・サステナビリティに関する開示（改訂前コード補充原則3-1③）
⇒有価証券報告書の記載事項と重複があるため
- ・経営陣に対する委任の範囲に関する開示（改訂前コード補充原則4-1①）
⇒実務上理解が進み、ある程度浸透したと考えられるため
- ・独立社外取締役の独立性基準に関する開示（改訂前コード原則4-9）
⇒有価証券報告書の記載事項と重複があるため
- ・取締役・監査役の兼任状況に関する開示（改訂前コード補充原則4-11②）
⇒重要な兼任・兼職について、事業報告・株主総会参考書類・有価証券報告書の記載事項と重複があるため